

群馬県全国がん登録情報の利用に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、群馬県全国がん登録事業実施要綱第9条に規定されている、群馬県全国がん登録事業で登録されたがん登録情報を利用するにあたって必要な事項を定め、これらの事務を適切かつ円滑に実施できるようにすることを目的とするものである。

(用語の定義)

第2条 本要領において使用する用語は、がん登録等の推進に関する法律、厚生労働省と国立がん研究センターが共同で策定する「全国がん登録 情報の提供マニュアル」(以下「提供マニュアル」という。)において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。

- (1)「全国がん登録情報」とは、全国がん登録データベースに記録された登録情報(法第5条第1項)をいう。
- (2)「都道府県がん情報」とは、全国がん登録情報のうち、群馬県が初回の診断が行われた都道府県であるとして記録されたがんに係る情報及び群馬県の区域内病院等から届け出られたがんに係る情報をいう。
- (3)「匿名化」とは、がんに罹患した者に関する情報を当該がん罹患した者の識別(他の情報との照合による識別を含む。)ができないように加工することをいう。
- (4)「提供依頼申出者」とは、都道府県がん情報又は匿名化が行われた都道府県がん情報の提供を求める者をいう。
- (5)「利用者」とは、情報の提供を受け、これらを利用する者をいう。

(所掌)

第3条 本事業の所掌は群馬県健康福祉部健康長寿社会づくり推進課とする。

2 要綱に規定されている事務の一部を委託している場合は、その委託を受けている者が、群馬県全国がん登録情報提供依頼申出の受付業務を行うこととする。

(利用申請手続)

第4条 提供依頼申出者は、本要領に定める利用手続を経なければならない。

(事前相談)

第5条 群馬県は、情報の提供について、提供依頼申出者から連絡・相談等があった場合、それに応じて、手続き等における不明な点について、当該提供依頼申出者に対して説明を行う。また、当該申出に係る提供に関する応諾可能性についても可能な限り事前に相談を行うとともに、手続き等について不明な点がある場合には、可能な限りその解消を行うものとする。

(提供依頼申出者からの申出文書の受付及び形式の点検)

第6条 群馬県は、提供依頼申出者が、提供を求める情報の種類に応じて提出する、群馬県宛ての文書(以下「申出文書」という。)様式第1-1号及び様式第1-2号並びに次の各号に掲げる申出文書に添付する様式を定める。

- (1)様式第2号 がん対策の企画立案又は実施に必要ながんの調査研究であることを証明する書類
- (2)様式第3号 申出文書に添付する利用の申出に係る誓約書
- (3)様式第4-1号及び様式第4-2号 提供申出時に委託に係る契約書等の写しを提出できないときの代替文書

(申出文書に基づく審査)

第7条 群馬県は、都道府県がん情報又は匿名化が行われた都道府県がん情報の利用の申請があった場合、申請内容を審査し、適当と認められる場合は、当該情報の利用を承認することができる。

2 健康長寿社会づくり推進課長は、審査にあたり、群馬県がん登録審議会の審議にかけることとする。

(審査結果の通知)

第8条 群馬県は、審査結果を速やかに提供依頼申出者へ通知する。また、申出事項を変更し、又は、条件を付して提供を決定した場合には、その事項も併せて通知する。情報の提供を応諾しない場合は、その理由を併せて通知する。

2 群馬県は、申出に承諾する場合は応諾通知書(様式第5-1号)を、申出に承諾しない場合は不応諾通知書(様式第5-2号)を提供依頼申出者に送付するものとする。

(都道府県がん情報等の提供)

第9条 群馬県は、提供依頼申出者から申出された情報を提供する旨を通知した後、速やかに提供依頼申出者に対し、当該情報の提供等を行うものとする。

2 情報の提供の手段は、電子媒体や紙を移送する場合には、配達記録が残る手段を利用するものとする。なお、情報漏洩防止の観点から、電子媒体に転写した情報は、暗号化しパスワードを付して提供する。また、電子媒体によって情報を受け渡しする際には、他のデータの混在や、コンピューターウイルスの感染を防ぐため、電子媒体について未使用品を使用し、個人情報を運搬する場合、移送中は当該個人情報に対して、常に人を付け、鞆や紙袋に入れる等、外部の人間が資料を直接見ることができないようにするものとする。さらに、全国がん登録システムのネットワーク、群馬県知事がそれに準ずると指定する安全が確保されたネットワークを除く、インターネット等の通信回線を通じたオンラインによる情報の提供は行わないものとする。

3 群馬県は、情報の提供にあたって、利用者に対して、情報の保護に関する規定に基づく制限及び義務が課せられること、罰則が適用されることを必ず説明するものとする。

(調査研究成果の公表前の確認等)

第10条 群馬県は、利用者が調査研究成果を公表する前に、利用者から公表予定の内容について報告を受けて、次の各号について確認するものとする。また、必要に応じて群馬県がん登録審議会に意見を聴き、その成果により識別又は推定することのできるがんに罹患した者又は第三者の権利利益を不当に侵害する恐れのないよう、利用者に対して必要な指導及び助言を行うものとする。

(1) 提供を応諾された調査研究目的以外での利用が認められないこと

(2) 特定の個人を識別しうる結果が含まれていないこと

(3) 特定の個人を識別、推定しうる結果が含まれている場合、秘匿化等の必要な加工がなされていること

(利用期間中の対応)

第11条 群馬県は、情報の秘密の保護の徹底を図る観点から利用状況について疑義が生じた場合には、利用者からの情報の取扱いに関し報告させるものとする。また、報告において問題が解決しない場合には、情報の取扱いに関し必要な助言をするものとする。なお、助言を行うために、適切な監査手順に基づいた監査等を行うものとする。

2 群馬県は、利用期間(申出文書に記載した利用期間)が5年を超える場合には、5年毎を目途として、利用者に対して申出文書及び調査研究の進捗状況がわかる書類を報告させるものとする。

3 群馬県は、利用期間(申出文書に記載した利用期間)中に、利用者が次の各号に掲げる申出文書の内容を変更する必要があるあって、情報の提供に関する申出文書及び当該箇所を修正した申出文書を提出する場合は、再度群馬県がん登録審議会の意見を聴くものとする。

- (1) 成果の公表形式を変更する場合
- (2) 利用期間の延長を希望する場合
- (3) 利用者がセキュリティ要件を修正する場合
- (4) その他、申出内容の基本的な方針に影響を及ぼすような重大な修正を行う場合

- 4 群馬県は、前項の申出に係る審議会の開催後に、速やかに、利用者に対して、当該申出に対する審査結果の通知を行う。
- 5 群馬県は、利用者から情報の漏洩、滅失若しくは毀損が判明した場合の報告、又はその恐れのある報告を受けた場合は、群馬県の情報セキュリティ基本方針に基づき、対応するものとする。
- 6 群馬県は、前項における漏洩等の原因が災害又は事故等、利用者の合理的支配を超えた事由である場合において、利用者から再度情報提供の申し出があった場合は、必要な手続き等を行うものとする。

(利用期間終了後の処置の確認)

- 第 12 条 群馬県は、利用者に対して、当該利用期間(申出文書に記載した利用期間)の終了後に、速やかに、利用後の処置について廃棄処置報告書(様式第6号)により報告させるものとする。また、群馬県は、確実に廃棄が実施されているかについて疑義が生じた場合には、利用者から情報の取扱いに関し報告させる等して確認するものとする。さらに、報告において問題が解決しない場合には、情報の取扱いに関し必要な助言をするものとする。なお、助言を行うために、適切な監査手順に基づいた監査を行うなどするものとする。
- 2 群馬県は、利用者に対して、当該利用期間(申出文書に記載した利用期間)の終了後に、速やかに、提供を受けた情報の利用実績について実績報告書(様式第7号)により、報告させるものとする。

(その他)

- 第 13 条 この要領に定めるもののほか、情報の提供事務に関し、必要な事項については、別に定める。

附則

(施行期日)

この要領は、平成 31 年2月6日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和元年 11 月 22 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和4年12月15日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和6年7月1日から施行する。